

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録について同年1月31日を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から45年7月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、昭和43年9月から46年3月まで株式会社Aに勤務した。今回、年金記録の確認をしたところ、45年8月1日から46年1月31日までの期間は、株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者となっているが、その前後の26か月間は被保険者となっていなかった。これらの期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aにおける昭和46年1月の給与支払明細書を所持しており、当該給与支払明細書において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同僚の証言から、同社において厚生年金保険料は当月に給与から控除されていたことが推認できることから、申立期間②のうち、同年1月の厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間①については、株式会社Aは、昭和45年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、ほかに事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた周辺事情も見当たらない上、申立期間②のうち46年2月及び同年3月については、雇用保険の記録において、株式会社Aにおける離職年月日が同年1月31日となっていることから、当該期間につい

て、申立人が同社に勤務し、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

また、昭和46年1月の標準報酬月額については、給与支払明細書における厚生年金保険料の控除額から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和46年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月1日から43年4月1日まで

私は、昭和42年7月から株式会社Aに勤務しており、現在は連絡が取れないが、当時、経理にBという人がいた。

社会保険事務所の記録によると、株式会社Aにおける厚生年金保険の加入期間が昭和42年7月1日から同年8月1日までの1か月間しかないが、長期間勤務していたことは間違いないので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は社会保険庁の記録において株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日とされている昭和42年8月1日以降も勤務形態等に変化無く継続して同社に勤務したことが推認できる。

また、申立人は株式会社Aを退職し、同社の従業員数人を引き連れてCを設立したと述べており、社会保険庁の記録によると、当該事業所は申立人を事業主として昭和43年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、同僚の一人から「申立人と一緒に昭和43年3月31日に株式会社Aを退職した。同年9月から申立人が設立したCに就職したが、ほかに株式会社Aから転職した者が何名かいた。」との証言が得られたところ、複数の同僚についても株式会社Aにおける資格喪失日は、同年4月1日であることが確認でき、申立人についても同様の取扱いであったものと推測される。

さらに、同僚の証言から、当時、会社には正社員が約20人前後いたとする

ところ、社会保険事務所の記録によれば、当時の厚生年金保険の加入者数がほぼ一致することが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、株式会社Aに勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和42年8月から43年3月までの標準報酬月額については、申立人に係る42年7月の社会保険庁の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和52年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に他界していることから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月から 40 年 4 月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社 A 組 B 支店における厚生年金保険資格取得日に係る記録について 40 年 5 月 1 日を 39 年 6 月 1 日に訂正し、標準報酬月額を同年 6 月から同年 9 月までの期間を 1 万円、同年 10 月から 40 年 4 月までの期間を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 40 年 4 月まで

社会保険事務所に照会したところ、昭和 40 年 5 月から同年 8 月までの間の株式会社 A 組 B 支店における厚生年金保険の加入記録はあるとの回答を得たが、私は 39 年 4 月ごろから 40 年 8 月までの間、同支店 C 出張所や現場事務所で経理事務を担当していたので、回答内容は納得できない。雇用保険は間違いなく加入していたと思うし、少なくとも同僚の D 氏の厚生年金保険の加入始期である 39 年 5 月からの加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての株式会社 A 組 B 支店 C 出張所の後継事業所である E 株式会社は、「昭和 40 年の退職者に係る資料の中から申立人に係る人事台帳関係の書類が見付からなかったため、申立人が在籍していたかどうかの確認ができない状況である。」と証言しているものの、申立人に係る雇用保険の記録及び申立期間当時同出張所に在職していた複数の上司及び同僚の証言から、39 年 6 月 1 日から 40 年 7 月 31 日までの期間について申立人が同出張所に在職していたことは確認できる。

また、申立期間当時、申立人と同様の雇用形態と推測される C 出張所採用の女性同僚 3 人はいずれも雇用保険及び厚生年金保険に加入しており、申立

人のみが雇用保険に加入して、厚生年金保険に加入していないのは不自然であり、上司も「女性職員は全員出張所雇いで出張所や現場事務所に配属されていたが、現場の工期が短いので採用と同時に全員雇用保険及び厚生年金保険に加入させていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 39 年 6 月から 40 年 4 月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録によると、申立人に係る昭和 40 年 5 月の標準報酬月額は 1 万 2,000 円であるが、申立期間当時、申立人と同様の雇用形態と推測される同僚女性の標準報酬月額が毎年 10 月に改定されて 2,000 円ずつ昇給していることから、39 年 6 月から同年 9 月までの期間は 1 万円、同年 10 月から 40 年 4 月までの期間は 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から41年5月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を41年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月10日から同年11月まで
② 昭和39年7月31日から41年10月まで
③ 昭和43年4月から同年11月まで

B株式会社、A株式会社及びC株式会社の3か所の事業所について厚生年金保険被保険者記録の照会を行ったが、平成19年11月6日の社会保険事務所からの回答は、B株式会社及びA株式会社については私が記憶していた在職期間より少なく、C株式会社にいたっては、厚生年金保険の加入記録さえ無い旨の内容であった。

当時の在籍に関して給与明細書等の証拠となるような書類は無いが、私としては、会社の従業員として厚生年金保険に加入していたと自覚しているので、再調査の上、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、昭和41年9月1日に資格喪失している同僚二人のうち、D氏から「私は、A株式会社の残務整理のため、41年8月末まで同社に勤務した。残務整理のため、最後まで残ったのは、私を含め二人であった。その他の従業員について、最後まで残った者は同年5月末であり、その中に申立人がいたことは記憶にあり、現場作業に従事していた。」との証言が得られ、申立人が41年5月末まで勤務が継続していたことが確認できる。

また、D氏は昭和41年5月末まで残っていた者の中に申立人と同じ職種の現場作業員が二人いたとしているところ、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票から調査した結果、申立人以外の二人については同年6

月 1 日に資格喪失していることが確認でき、申立人のみ喪失時点までの加入記録が確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②のうち、昭和 39 年 7 月 31 日から 41 年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、社会保険事務所が保有する A 株式会社の厚生年金保険被保険者原票から、2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、事業所は既に全喪しており、事業主の連絡先も分からないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和 41 年 6 月 1 日以降で申立人が勤務したと主張する昭和 41 年 10 月までの期間については、勤務をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間①については、申立人は B 株式会社での同僚を覚えていないため、社会保険庁のオンライン記録による、申立期間当時の資格取得者のうち、同僚と目された E 氏は、「当時のことは記憶にない。」として、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除につながる証言を得ることができなかった。

また、事業所は既に全喪しており、事業主の連絡先も確認できないため当時の状況把握することができなかった。

申立期間③については、当該事業所における勤務の事実を確認できる資料はなく、社会保険事務所が保有する厚生年金保険被保険者名簿をもとに同僚と思われる者から聴取したが、申立人の勤務状況を確認することができなかった。

また、雇用保険の被保険者情報の回答では、申立人の氏名は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び③並びに申立期間②のうち昭和 41 年 6 月 1 日から同年 10 月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口国民年金 事案 422（事案 36 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 48 年 2 月までの期間及び 49 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 7 月から 48 年 2 月まで
② 昭和 49 年 1 月

昭和 55 年の特例納付時に A 市役所にて過去の未納期間を確認してもらい、未納期間のすべてを納付することとした。A 市役所にて納付書を作成してもらって、55 年 6 月 30 日に B 銀行 C 支店にて納付し、以後未納期間は無いものと思っていた。申立期間の 21 か月について、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が昭和 55 年 6 月 30 日に特例納付を行った際の領収書には、納付金額が「144,000 円」と記載されているものの、納付期間については未記載となっている一方、申立人に係る社会保険庁の国民年金被保険者台帳の備考欄には、納付された 36 か月分、14 万 4,000 円の特例納付の保険料について、厚生年金保険の加入期間が確認できないため、とりあえず 36 年 9 月から 39 年 8 月までの保険料として収納し、後日、対象期間が判明次第、所定の期間に充当する旨の記載があり、実際に後から厚生年金保険の加入期間を基に納付期間が訂正されていることがうかがえ、また、55 年 6 月 30 日は第 3 回特例納付で保険料が納付できる最終日であることを踏まえると、申立人がこのほかに申立期間に係る特例納付を行ったとは考え難い上、領収書に記載されている納付金額では、申立期間当時の未納保険料をすべて納付するには不足するとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 19 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金保険料の納付を示す事情として新たに「昭和 55 年 6 月の A 市の広報誌に未納分の国民年金保険料を納付でき、今回限りとの記事が掲載されていたのを見て同市役所の国民年金担当課で納付書を作成してもら

った。その時の年金係はD氏、E氏、F氏の3人がおり、E氏に納付書を作成してもらい、これで未納分が無くなると言われた。」と申し立てているが、当時、A市国民年金課の年金係に申立てに係る3人の職員が在籍していたことは確認できたもののいずれも亡くなっていることから証言を得ることができず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 16 日から 59 年 8 月 31 日まで

昭和 58 年 10 月にA株式会社B支社を退職した際、同社において、厚生年金保険の任意継続についての説明を受けた。当時、長男が生まれたばかりであり、子供の医療費のことを考えて健康保険の任意継続の手続を行うと同時に厚生年金保険についても手続をしたはずである。

昭和 60 年 4 月から同年 10 月までの期間も別事業所を退職した際、厚生年金保険の第4種被保険者の資格を取得しており、以前に厚生年金保険の任意継続を行った経験があったから、当該事業所においても任意継続手続を行ったと思う。

申立期間について、厚生年金保険の第4種被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B支社の退職時に同社において厚生年金保険の第4種被保険者についての説明を受け、資格取得手続を行ったと申し立てているが、当該説明の内容、資格取得手続等に関する記憶は曖昧であり、当該手続に係る具体的な状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の記憶している申立人と同時期にA株式会社B支社を退職した同僚6人は、同社において厚生年金保険の第4種被保険者の資格を取得していないことが確認できる上、ほかに同社における厚生年金保険の第4種被保険者に関する証言も得られなかったことから、申立てに係る周辺事情を見いだすことができない。

さらに、申立人は、昭和 60 年 4 月 1 日から同年 10 月 6 日までの期間について、Cにおいて厚生年金保険の第4種被保険者となっているが、当該第4種被保険者資格の取得手続を行った記憶は無いとしていることから、厚生年

金保険の第4種被保険者に係る加入意識が高かったとは認め難い。

このほか、申立人が申立期間について、第4種被保険者として厚生年金保険料を納付した事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の第4種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月から28年8月まで

社会保険事務所の回答によれば、A株式会社での厚生年金保険の加入期間は、昭和25年7月1日から27年6月12日までの期間となっているが、一緒に入社した友人のB氏と同時期の28年8月ごろに退職したと思うので、申立期間の厚生年金保険の追加加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社における昭和25年7月1日から27年6月12日までの期間の申立人に係る厚生年金保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。しかし、同社は28年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、それ以前の同年3月30日には、申立人が同時期に退職したとしているB氏は複数の上司及び同僚とともに厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、社会保険事務所の保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格取得日が昭和25年7月1日、資格喪失日が27年6月12日であることが確認できるところ、標準報酬等級適用年月日が同年9月1日で始まっている書き換え後の同社の名簿においては、同僚のB氏等の氏名はあるものの申立人の氏名は見当たらないことから、同時期には申立人は在職していなかったことがうかがえるほか、同僚の証言等からも申立期間について、申立人が同社に勤務していたことを示す周辺事情を見いだすことができない。

このほか、申立人には退職時期、厚生年金保険料控除額等についての具体的な記憶が無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 309

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月から 61 年 7 月まで

厚生年金保険加入期間照会の回答によれば、株式会社Aでの加入記録が見当たらないとのことであった。

しかし、同社は当時、市の浄水場の仕事を主にしており、私は溶接工として勤務し、給与から厚生年金保険料等の社会保険料が控除されていた記憶がある。

また、同社を退職後に失業保険を受給した記憶もあり、勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間のうち、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、昭和 57 年 2 月 2 日から 58 年 7 月 25 日までの期間及び 60 年 7 月 22 日から 62 年 2 月 28 日までの期間は、株式会社Aで勤務していたことが確認できる。

しかし、同社は平成 14 年 1 月 1 日で厚生年金保険の適用事業所でなくなる以前の移転により関係書類が残っていない上、当時の事業主及び社会保険担当者も既に亡くなっているため厚生年金保険の加入等の詳細を確認することができない。

また、当時の事業主の家族従業員及び元同僚の証言から申立人の同社での勤務は確認できるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる証言を得ることはできない上、複数の元同僚からは「当時、試用期間があり、手取りを多くするために加入しない者もいた。」旨の供述があり、当時、事業主はすべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、同社が加入していた企業年金基金においては申立人に係る記録が確認できず、同様に同社が加入していたB健康保険組合にも同社に係る記録が無いため確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 16 日から 40 年 5 月 31 日まで

A株式会社に入社したのち、時期は覚えていないが同社が経営していたゴルフ場の建設現場に転勤した。

A株式会社はその後、社名をB株式会社に変更したが、私は昭和 38 年 6 月に安全推進員講習会修了証を、39 年 2 月に安全推進員再教育修了証を労働基準局長から授与されており、また、38 年 10 月に発破技士の資格を取得するなどしてB株式会社のC作業所を辞めるまで引き続き勤務したのに、ゴルフ場の建設現場で働いた期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないのは納得できない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことを証明する給与支払明細書等はないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がゴルフ場の建設現場（以下「建設現場」という。）で勤務していたことは、建設現場の上司及び同現場に従業員を派遣していたA株式会社D出張所（以下「D出張所」という。）で勤務していた者の証言から推認できる。

しかし、A株式会社からD出張所への異動者の中には、厚生年金保険の加入記録の一部が欠落している者が複数確認でき、建設現場で申立人の上司であった者にも同現場での厚生年金保険の加入記録の一部が欠落していることが確認できる上、従業員の中には厚生年金保険の加入記録が無い者も確認できることから、当時、事業主はすべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、建設現場の上司は、「申立人は事務職であったから厚生年金保険が適用されていたと思うが、なぜ適用されていないのか分からない。適用事務はD出張所が担当していた。」と述べているところ、同出張所に勤務していた者からは、「建設現場にいた者の厚生年金保険の適用事務は同出張所で行っていたが、担当者が亡くなっているので適用事務がどのような基準で行われていたか、分からない。」と述べるなど、当時の申立人の厚生年金保険の適用状況に係る周辺事情を見いだすことができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社及びD出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、A株式会社は昭和38年9月に、D出張所は40年3月に、B株式会社C作業所は41年5月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主、出張所長及び作業所長は既に亡くなっているため、事業主等から申立人の厚生年金保険料の控除に関する具体的な証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月10日から23年5月31日まで
② 昭和24年8月1日から25年4月30日まで
③ 昭和28年8月1日から29年7月31日まで

私は、昭和22年10月10日にA会に就職した。その後、事業所名はB組合に変遷したが、平成6年3月に退職するまで一度も離職することなく勤務したのに、3回にわたって厚生年金保険被保険者期間が欠落しているのは納得できない。

申立期間①については、間違いなく昭和22年10月10日から正職員として勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②及び③については、A会を継承したB組合が事業を継続しており、私も正職員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A会及びB組合を継承したC組合D支店が保管する労働者名簿及び元同僚の証言から申立期間①、②及び③の事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①に係るA会は昭和23年6月1日に厚生年金保険の適用を受け24年8月1日に適用を喪失、申立期間②に係るB組合は25年5月1日に厚生年金保険の適用を受け28年8月1日に適用を喪失、申立期間③に係るB組合は29年8月1日に厚生年金保険の適用を受け34年1月2日に適用を喪失していることから、申立期間①、②及び③は、これらの事業所が厚

生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

また、申立期間①に係るA会が昭和24年8月1日に、申立期間②に係るB組合が28年8月1日に厚生年金保険の適用を喪失した理由は、事業所の関係資料が処分されている上、当時の上司は亡くなっており確認することができない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間をC共済組合に移管する際にB組合が同共済組合に提出した厚生年金保険被保険者関係職歴報告書に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者期間は、社会保険庁の記録と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。